

巻頭エッセイ

企画するということ

一般財団法人民事法務協会 副会長 小口 哲男

私のこれまでの仕事を振り返ってみますと、企画担当とされたことが何回かありました。

企画担当って何をやるのだろう？と疑問に思われる方もおられることと思いますので、少し昔話にお付き合いください。

企画担当といっても、ルーティーン的にメインにやるべき仕事が決まっているときは良いのですが、それがなく自らやる仕事の内容を決め、しかも一定の成果を出さなければならぬということになると、至難の業のように思えてしまいます。

かつての企画係では、業務の能率化・業務改善に取り組んでいたことがあり、各法務局から提案を募り、その中から成果が見込まれるものを選定し、その実現に努めるというようなこともされていたようです。その各局提案をまとめた成果が、何冊かの分厚い冊子にまとめられていましたが、その冊子を手にとって見させていただいたときに、提案者の多くの方が、その後、本省に推挙されご活躍されている方々であったことに、感動したことを記憶しています。

しかし、私が企画係長を拝命した平成元年ころの企画係の仕事は、始まったばかりの登記事務のコンピュータ化計画の策定・実施、予算要求資料の作成、説明支援がメインの仕事でした。登記所⇒バックアップセンター⇒登記情報センターの3階層の頂

点の登記情報センターができるまでは、企画係の職員が、例えば東京法務局の仮バックアップセンターに詰めてコンピュータ化のための移行作業の開始に向けた準備を行っていたということもあったとのことでした。この時期には、既に登記情報センターはありましたが、室などの組織はまだなく、登記情報センターは総務課に属し、担当の補佐官が管理していました。ほどなく登記情報センター室も室長以下の組織体制も構築され、全国のバックアップセンターの体制もでき、登記事務のコンピュータ化を推進する体制が整ってきましたので、しばらくは、企画係が、コンピュータ化関係予算要求（財務省への説明）の補助、職員組合との対応等に関与していましたが、徐々に体制のできた登記情報センター室に引き継いでいき、移行計画の終盤では、研修への関与を残すだけの状態になっていましたので、これも登記情報センター室に引き継ぎ、企画係の登記事務のコンピュータ化への関与は終了しました。

これで企画係の大きなメイン業務であった事業はなくなりましたが、その少し前から新たな業務になっていたのが行政事務の電子化で、e-ジャパン戦略が本格的に動き始め、IT戦略本部あたりから3時間後くらいを回答期限とするような照会がたくさん舞い込んでくるような状態に

なっていました。この窓口が企画係だったのですが、民事調査官・補佐官・法務専門官の3人で構成される企画係全員で取り組むほどの業務量ではなかったため、法務専門官がこの事務の専任として処理し、補佐官は、主に総務課長から与えられた別の特命事項を処理し、私は、これまで積み残された課題を含めその他の課題を探し、総務課長や局長と話しながら特命事項として承った諸々のことを処理するという3者3様の執務体制としました。もちろん、局付・私・補佐官の3人で特命を受けた事項もありました。様々な問題を特命事項として処理できたのは、企画係のメリットであったと今にして思えばありがたく思います。

1年間でいろいろな課題がありましたが、相手があることですので、当然、うまくいくことも、結果としてだめだったということもありました。これらの特命事項の処理において、私は、内容に関係すると思われる各課室の担当者と思われる方に同行していただいたのですが、これらの方にしてみると、本来業務以外のスポット的な仕事ということになりますので、所属課室内でも報告されていなかったようで、これらの動きを知っている人は少なかったと思われます。特に、結果としてだめだったものについては、文書で残す必要性が生じるに至らなかったため、文書は全く残っていません。加えて、だめだったということですから、現在事業として実施されていませんし、今後も実施される可能性はないでしょうけれど、そんな哀れな道をたどったものうちの一つを思い出話として触れてみようと思います。

その内容は、証明書発行請求機を登記所の外に出して設置するというものでした（証明書発行請求機の外出し端末という

と韓国を思い出す方もいらっしゃると思います。韓国では、日本の会社であるエイム技研との合併会社である韓国エイムという会社が製作・設置しています。この案件は（何分昔のことで記憶が曖昧で不確かな記述になっていることをあらかじめお詫びします。）、登記所の統廃合で統合されなくなる登記所のある市町村に端末を残す方策として検討したものだだと思います。その端末をどこに設置するかを検討した際に、最低限地紋入り用紙の管理だけはしていただく必要があることから、某省の出先機関が良いのではないかと考えました。仕組みとしては、当該機関に地紋入り用紙の管理をしていただき、その他の機械操作等の疑問への対応については、管轄登記所に直接つながる電話を端末機に設置し、端末機の画面を登記所のパソコンでも見るようにして登記所の職員が対応できるようにするというものでした。

この話を当該某省の担当官に伝えたところ好感触で、当該某省の要請に基づき当該某省の職員組合にも私から直接説明して納得いただき、うまくいきそうだと思うところまでいきました。ただ、当該某省の設置法の改正が必要かもしれないとの話があり、私どもの関係での法改正は必要かと聞かれたので、私どもを担当する内閣法制局参事官に、これまで乙号事務の一部委託を法改正せずに民間に事務委託を行ってきたことも説明し、当方の法改正は必要ないとのスタンスを確認しました。しかし、当該某省の担当参事官は、当該某省がこれまでいろいろな業務を機関委任事務として請け負う際に、業務を列挙した特別法を制定して行ってきたことから、この特別法の改正をしない限り設置法の改正は難しいとの見解を示して設置法のみ改正は認めな

かったとのことで、結果として、この話はなかったことになりました。

後日談ですが、この話は年末ぎりぎりに結論が出たことから、当該某省の新年の法改正予定表にはこの設置法改正案が載ったままになっていたようで、その予定を見た当該某省大臣からこれは何かと質問され、内容を説明したところ、それを聞いた大臣は、良いことではないかと言われたようです。それに対し、担当官は、相手方である

私達の方の都合でだめになりましたと説明されたと伝えられてきました。

この案件は、かなりたくさんの人を巻き込みながら良いところまで話が進んだのですが、結果として何も残らなかったケースでしたので、時々このときこう動いていたらどうなっていたらと思う起こすことのある案件です。書き過ぎの部分がありましたら、ご容赦ください。

